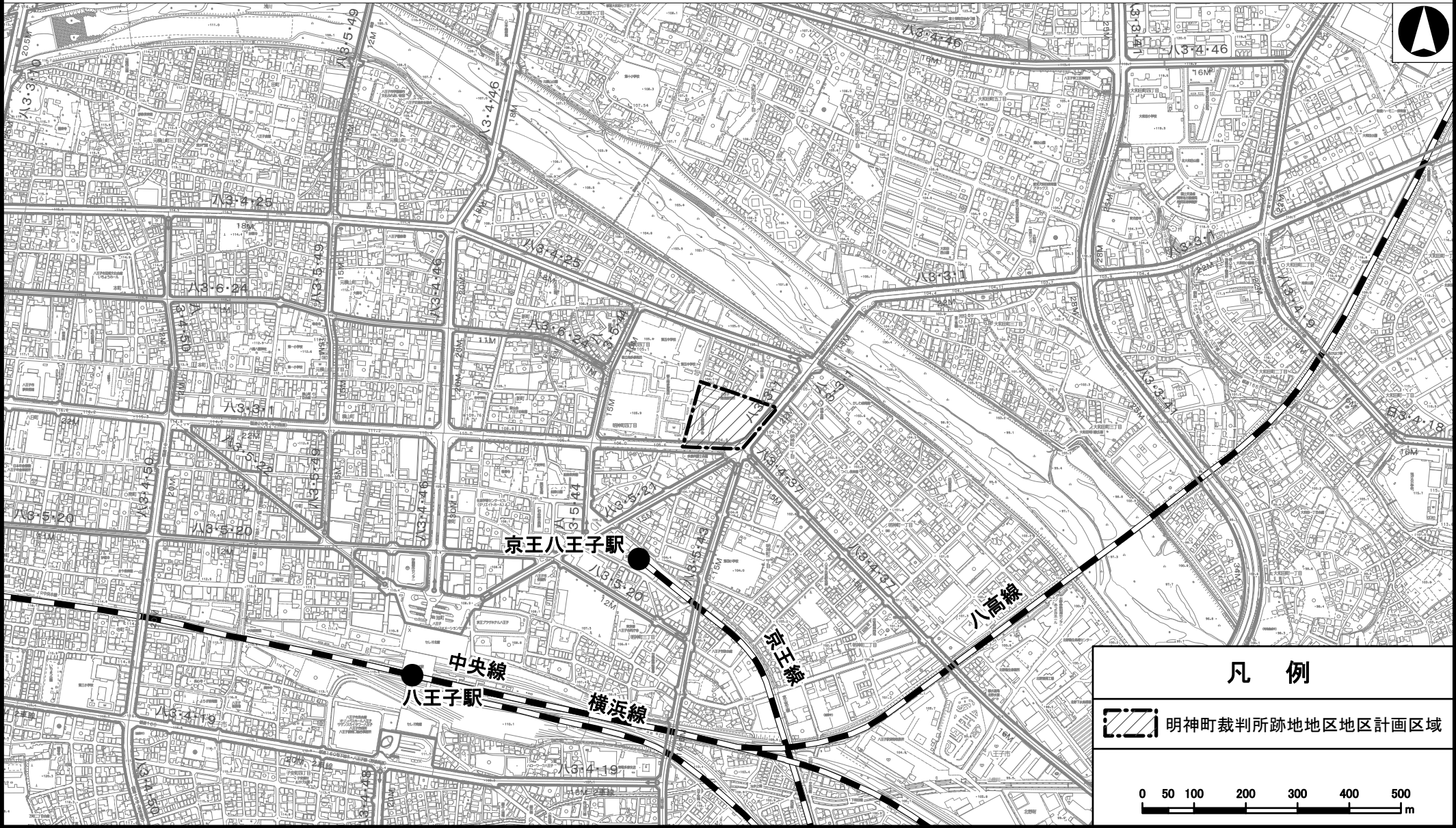


八王子都市計画地区計画
明神町裁判所跡地地区地区計画

位置図

〔八王子市決定〕

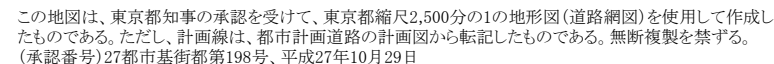


この背景の地形図は、東京都都市整備局と㈱ミッドマップ東京が著作権を有しています。(利用許可承諾番号:MMT利許第27053号-76)

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図を複製して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号)27都市基交測第82号

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号)27都市基街都第198号、平成27年10月29日

〔八王子市決定〕



八王子都市計画地区計画の決定（八王子市決定）

都市計画明神町裁判所跡地地区地区計画を次のとおり決定する。

名 称		明神町裁判所跡地地区地区計画
位 置 ※		八王子市明神町四丁目地内
面 積 ※		約 1.1 h a
地区計画の目標		本地区は、中心市街地の北東に位置し、駅至近及び、国道20号に面した交通利便性の高い地区であるとともに、地区内の行政機能施設と後背の低層住宅地等が、互いに共存する良好な市街地環境が形成された地区である。 八王子市都市計画マスタープランでは、本地区は「公共公益施設」と位置づけられ、中心拠点にふさわしい公共公益施設の機能集約を図るとしている。 このことから今後も、周辺の市街地環境との調和を維持しながら、中心拠点にふさわしい公共公益施設の機能集約を図ることを目指す。
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	駅至近及び、広域幹線道路沿道の立地条件を活かし、周辺の市街地や緑と調和した官公庁、教育、医療、福祉等の公共公益施設の立地、誘導を図る。
	建築物等の整備の方針	周辺市街地との調和に配慮しながら公共公益施設を誘導し、魅力あるまちなみを形成するため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限及び建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。
	その他当該地区の整備、開発及び保全に関する方針	周辺の居住環境や緑との調和を図るため、現に存する樹木の保全及びオープンスペースの確保に関する事項を定める。

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1. 官公署、その他これに類するもの 2. 学校 3. 診療所、病院 4. 保育所、身体障害者福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、その他これらに類するもの（居住の用に供するものを除く。） 5. 前各号の建築物に附属するもの
		建築物の敷地面積の最低限度	500㎡
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置については、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。 ただし、都市計画道路（八3・3・1号線）までの距離は、道路面から高さ2.5mを超える部分についてはこの限りではない。
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	1. 建築物等の外観の形態及び色彩は、八王子市景観計画に基づいた周囲の環境に調和したものとする。 2. 屋上及び屋外設置物は周囲からの景観に配慮したものとする。 3. 屋外広告物は、過大とならずに周囲の環境と調和するよう色彩、大きさ及び設置場所に留意し、良好な景観形成、風致を損なわないものとする。
	現に存する樹林地、草地等で良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項		地区内に現に存する桜（地区北側及び東側道路に面する桜に限る。）について、その維持及び保全に努める。
	土地の利用に関する事項		計画図に示す2号壁面の位置の制限により確保する道路境界線までの空地は、道路面との高低差を生じないよう、一般の人の通行の用に供するオープンスペースとして整備及び保全に努める。

※は知事協議事項

「区域及び壁面の位置の制限については、計画図表示のとおり」

〔理由〕 地区の機能集約を図るため地区計画を決定する。